

モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与

1 モニタリングの実施

病院事業庁は本件事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、業務要求水準書に従い実施しているか確認を行う。

(1) モニタリングの実施段階

病院事業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

- ア 各種許認可申請・取得時
- イ 実施設計（基本設計）完了時
- ウ 工事施工時
- エ 工事完成時（完工確認）
- オ 施設運営開始後

(2) モニタリング実施計画書の作成

病院事業庁は、特定事業契約締結後、（1）に定める段階ごとに以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(3) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

事業者は病院事業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し、病院事業庁へ提出する。

(イ) 業務実施状況の確認

病院事業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング及び定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、病院事業庁は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

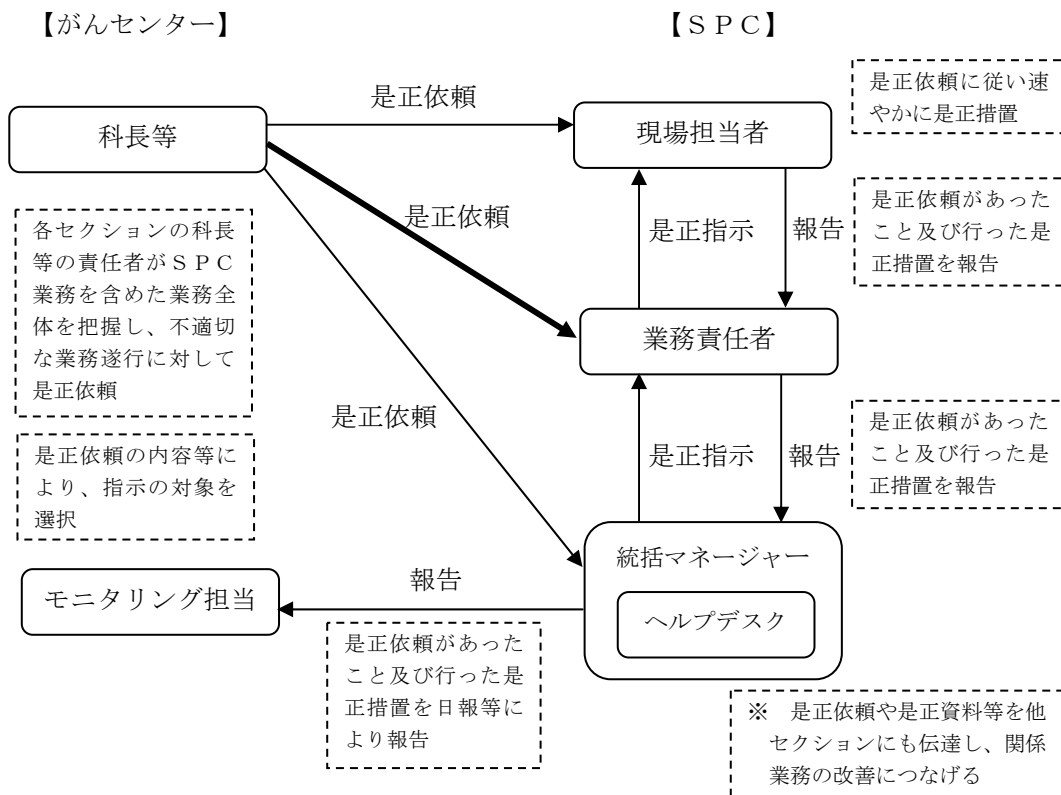
	事業者	病院事業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成する。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成する。	業務報告書、業務総括書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング		抜き打ち検査による業務水準の評価及び改善計画に基づく改善確認。

イ モニタリング費用の負担

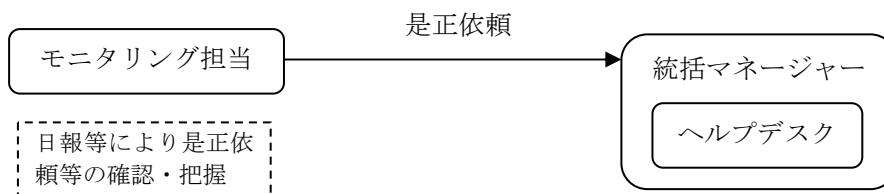
モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、病院事業庁に費用が発生する場合は病院事業庁の負担とする。

ウ 日常モニタリングの実施イメージ

Step 1 軽微な指摘事項で業務範囲が限定的な場合



Step 2 指摘が繰り返される場合又は複数の部門にわたる場合



**Step 3** 速やかに是正されない場合又は軽微な指摘事項を現場で言えない場合



2 サービス購入料の減額

本件事業にかかるサービス購入料は「添付資料6 病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」のとおり支払われるものであるが、維持管理・運營業務開始後、病院事業庁が行うモニタリングにより「業務要求水準書」において定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことがある。

(1) サービス購入料の減額の考え方

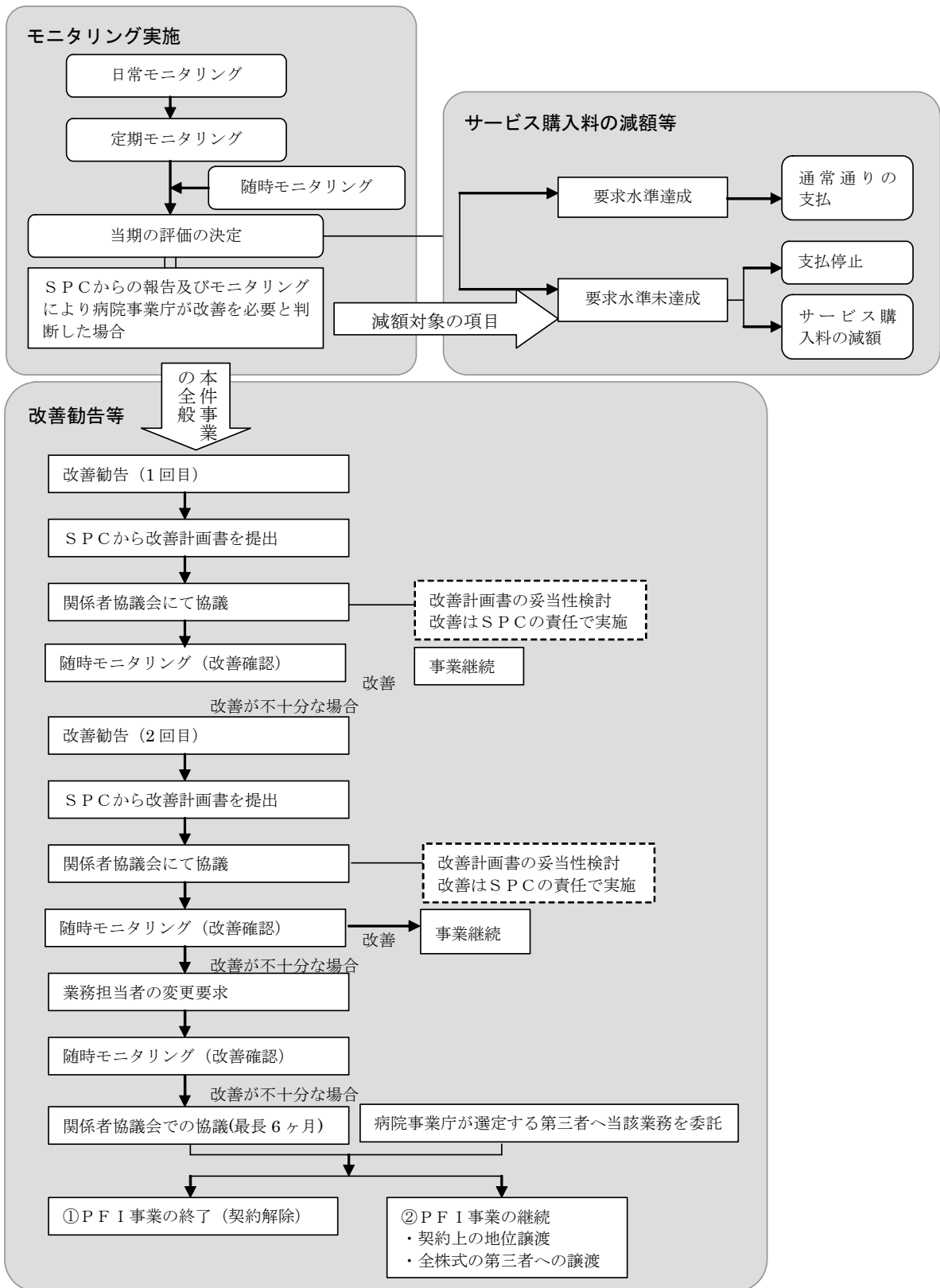
ア 減額等の対象

本件事業にかかる業務の全般について、その実施状況をモニタリングにより業務要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、次項のフローに記載のとおり、必要に応じ改善勧告→業務担当者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課す。

さらに、本件事業における重要性を踏まえ、①患者の身体・生命等に係ること、②医療行為の適正な実施に係ることの2つの視点から、以下の項目についてはサービス購入料の減額の対象とする。

視 点	項 目	備 考
① 患者の身体・生命等に係ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者給食において食中毒の発生</li> <li>・検体検査において検体の紛失及び取り違え</li> <li>・物流管理において劇薬等の紛失</li> <li>・医事事務等において患者情報の流失</li> </ul>	直接患者の身体・生命等に係ることで重大な業務要求水準の未達があった場合に適用する。
② 医療行為の適正な実施に係ること	以下の部門が適正に使用できる状態が確保できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術室</li> <li>・病室</li> <li>・外来ブース</li> <li>・外来化学療法室</li> <li>・内視鏡部門</li> <li>・放射線治療部門</li> <li>・放射線診断部門</li> </ul>	メンテナンスの不備、滅菌や検査の作業遅延等、適正に使用できない原因は問わない。ただし、(3)支払停止及び減額の方法のイの場合は除く。

イ ペナルティのフロー



## ウ 業務要求水準が満たされていない場合の措置

病院事業庁は、モニタリングの結果、特定事業契約書で定められた業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、改善勧告及びサービス購入料の減額若しくは支払停止を行う。なお、サービス購入料の減額については、病院事業庁は提供されるサービスを一体のものとし購入することから、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。

措置の内容		手続の概要
サービス購入料の減額又は支払停止		業務要求水準未達の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期（四半期）ごとに集計した <u>当四半期</u> ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額又は停止する。
改善勧告	1回目	業務要求水準未達の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経ても改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、病院事業庁は当該業務の業務担当者の変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経ても改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を病院事業庁が指定する第三者に委託させる。
契約解除等	契約解除	上記の手続を経ても業務の改善が認められない場合で、病院事業庁が契約継続を希望しないときには、特定事業契約を解除する。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続を経ても業務の改善が認められない場合で、病院事業庁が契約継続を決定したときには、事業者の契約上の地位又はその全株式を病院事業庁が承諾した第三者へ譲渡させる。

## (2) 減額の方法

## ア 医療行為の適正な実施に係ること

日常モニタリング、定期モニタリングにより施設の利用可能性に関わる事項として、医療行為が適正に実施できない事項が発生した場合、また業務要求水準書で求めている能力を維持していないことが発覚した場合、ペナルティの対象となる。

業務要求水準を満たしていないことで医療行為を適正に実施できないこととなった部門ごとの影響範囲と医療行為を適正に行えなかった影響時間によりペナルティポイント（以下「PP」という。）を課す。

## (ア) 対象となる施設及び基準

医療行為が適正に実施できないこととなった各部門ごとの影響範囲は以下の基準による。

施設	基準	補正係数	備考
手術室	手術室数	1.0	
一般病室	病床数	0.3	緩和ケア病棟等を含む
I C U・無菌病室	病床数	0.7	
外来診療室	外来ブース数	0.3	
外来化学療法室	病床数	0.5	
内視鏡部門	内視鏡室数	0.4	
放射線治療部門	治療の機器数	0.8	
放射線診断部門	診断の機器数	0.5	核医学検査を含む

## (イ) 対象となるサービス購入料 サービス購入料総額

## (ウ) ペナルティポイントと計算方法

医療行為を適正に行えなかった影響時間に伴うペナルティポイント

レベル	停止措置時間	ペナルティポイント
レベル1	6～12時間	2
レベル2	12～24時間	4
レベル3	24～36時間	8
レベル4	36～72時間	16
レベル5	72時間を超える	36ポイント

ペナルティポイント (PP) = 影響範囲の基準数 × 影響時間に伴う PP × 補正係数

## 《計算例》

施設のメンテナンスの不備により手術室3部屋が7時間にわたり使用不可能となった場合

手術室数      影響時間に伴う PP      補正係数      当該業務要求未達成による PP

3部屋   ×      2 PP                      ×      1.0      =      6 PP

## (エ) 減額の方法

四半期の間のペナルティポイントを積み上げて、下表に基づき当四半期最終月のサービス購入料から減額を実施する。減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とする。

(ただし、サービス購入料4及びサービス購入料5に相当する部分は除くものとする。)

## ペナルティポイントと減額割合

ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合
11～15 P P	<u>1 P Pにつき0.013%</u>	26～30 P P	<u>1 P Pにつき0.023%</u>
16～20 P P	<u>1 P Pにつき0.017%</u>	31～35 P P	<u>1 P Pにつき0.027%</u>
21～25 P P	<u>1 P Pにつき0.020%</u>	36 P P以上	<u>10%相当額 支払停止</u>

- a 四半期毎の累計されたペナルティポイントが10 P P以下の場合、サービス購入料の減額を行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。
- b 四半期毎に累計されたペナルティポイントは原則として清算され、翌四半期に繰り越されることはないが、業務改善が認められない状態が継続しているものについては、翌四半期に繰り越される。

## (オ) 支払停止措置

- a 当四半期のペナルティポイントが36 P P以上となった場合、病院事業庁は当四半期の最終月のサービス購入料のうち当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4の10%相当額に対し支払停止措置を取るものとする。
- b 支払停止措置を取った場合において、翌四半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが10 P P以下であるときには翌四半期分の最終月分のサービス購入料と合わせて当四半期で支払停止となった金額から当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4の1%相当額を減額の上で支払う。
- c 支払停止措置を取った場合において、翌四半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが10 P Pを超えたときには、翌四半期分の最終月分のサービス購入料と合わせて当四半期で支払停止となった金額から当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4の以下の表に示した減額割合相当額を減額の上で支払う。

ペナルティポイント	減額割合	減額率の幅
11～15 P P	<u>1%+1 P Pにつき0.020%</u>	<u>1.22%～1.30%</u>
16～20 P P	<u>1%+1 P Pにつき0.025%</u>	<u>1.40%～1.50%</u>
21～25 P P	<u>1%+1 P Pにつき0.030%</u>	<u>1.63%～1.75%</u>
26～30 P P	<u>1%+1 P Pにつき0.035%</u>	<u>1.91%～2.05%</u>
31～35 P P	<u>1%+1 P Pにつき0.040%</u>	<u>2.24%～2.40%</u>
36 P P以上	<u>2.5%</u>	<u>2.5%</u>

イ 患者の身体・生命等に係ること

下記の直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達があった場合には1件につき以下のPPを適用する。

項目	適用するPP
レベル4又はレベル5のアクシデント（医療事故）の原因となった場合	36PP
患者給食において食中毒の発生 医事事務等において患者情報の流失	11PP
検体検査において検体の紛失及び取り違え 物流管理において劇薬等の紛失	6PP

※ アクシデント（医療事故）とは、過失の有無に関わらず、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいいます。

※ レベル4 事故により、生活に影響する高度の後遺症が残る可能性が生じた場合

※ レベル5 事故が死因となった場合

（レベル4及びレベル5の出典：「神奈川県立病院医療事故公表基準」）

※患者情報の流失とは、患者に関する情報が不特定又は多数の第三者に許可なく渡り得る状態になることをいう。

※劇薬等とは、薬事法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬をいう。

(3) 支払停止及び減額の方法

ア 「(2) 減額の方法」に従い、支払停止及び減額を実施する。

イ 支払停止及び減額は事業者に帰責事由があった場合に実施され、 下記の場合は減額を実施しない。

(ア) 予め病院事業庁と協議の上で行う施設の保全措置や機器等の修繕その他の作業によるもの

(イ) 明らかに病院事業庁の責によるもの

(ウ) 自然災害等の不可効力によるもの

ウ 施設運営開始後のモニタリングは、各業務の業務開始日に属する四半期から開始する。また、当該四半期の判断の結果は、翌月の10日までに事業者へ通知されるものとし、約20日後に支払われるサービス購入料に反映される。

エ 支払停止及び減額が行われる可能性がある場合、上記の通知にペナルティポイントが発生する原因となる事象を明記し、事業者から説明を受けた上で病院事業庁がペナルティポイントを決定する。



### 3 ボーナスポイントの付与

病院事業庁と事業者は病院運営における車の両輪であり、両者が協力する必要がある。また、よりよい医療の提供は病院事業庁の医療スタッフだけで達成しうるものではなく、病院事業庁と事業者双方が「よい病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」というモチベーションを持ち続けることが重要であると認識している。

事業者による「よい病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」の実現に資する活動に対し、以下のとおりボーナスポイントを付与する。

#### (1) ボーナスポイントの考え方

##### ア ボーナスポイントの対象

本件事業にかかる業務の全般について、その実施状況を評価し、ボーナスポイント（以下「BP」という。）を付与する。

評価の視点	評価の指標	BP
病院のイメージ向上に資する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>科長等現場スタッフからの推薦等</li> <li>患者満足度調査等アンケート結果</li> <li>その他医療情報システムの統計データ等</li> </ul>	1～10BP
患者サービスの向上に資する活動		
要求水準を超えた優れた業務運営		
医療サービス向上に資する活動		
病院の経営改善に資する活動		

##### イ ボーナスポイントの決定の方法

上記アの評価の視点に合致した活動に対し、患者満足度調査等のアンケート結果や病院事業庁の科長等現場スタッフからの推薦等の内容を元に、がんセンター管理者会議において評価に値するか否か、評価する場合はそのBPを検討し、がんセンター所長が決定する。

なお、既に評価がなされBPが付与された事例であっても、再度の評価及びBPの付与を妨げないものとする。また、評価の指標については上記アの評価の指標に限定されず、がんセンター所長が有効と判断するものも評価の指標に含むものとする。

現場スタッフからの推薦等は随時受付けるものとするが、四半期毎の定期モニタリングに合わせて上記アの評価の視点についても確認を行うものとする。

#### (2) ボーナスポイントの累積及び効果

##### ア ボーナスポイントの累積

BPの付与はがんセンター所長のBP付与決定により随時行い、付与されたBPは1年間累積される。付与されたBPは1年経過後に失効する。

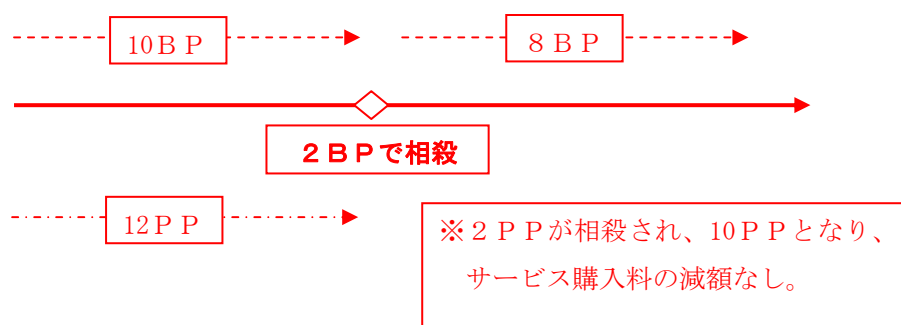
イ ボーナスポイントの効果

累積されたBPは事業者からの申出があった場合には、その申出に従ってモニタリングにより課されたペナルティポイント（以下「PP」という。）と相殺されるものとする。その際は1BPは1PPと等価で取扱うものとする。相殺を申出るBPは事業者の任意によるものとし、相殺後に残存するBPがある場合は引き続き累積されるものとする。なお、レベル4又はレベル5のアクシデントの原因となった場合のPPに対しては相殺できないものとする。

【PPと相殺する場合の例】

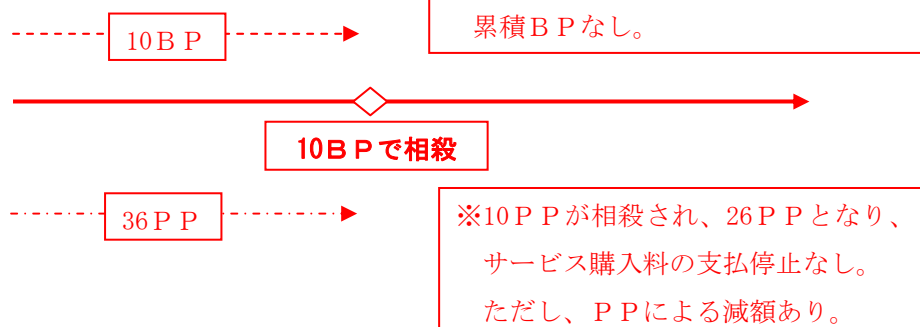
① 累積BPが10BP

当期PPが12PP



② 累積BPが10BP

当期PPが36PP



【累積BPの考え方】

